

利根沼田家保だより2026



利根沼田農業事務所 家畜保健衛生課

(利根沼田家畜保健衛生所)

〒378-0031 沼田市薄根町 4412

電話 0278-24-3888

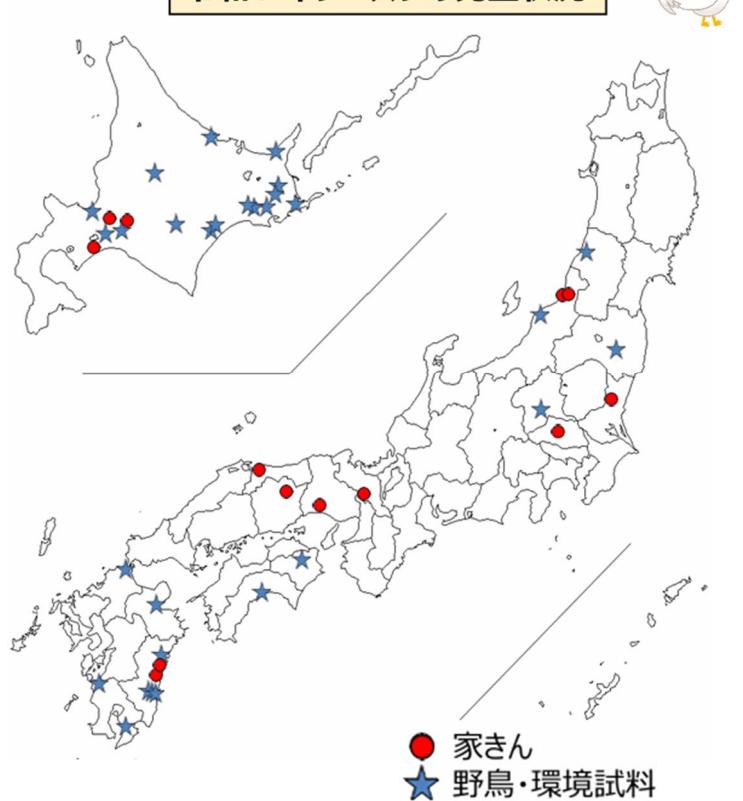


●高病原性鳥インフルエンザ (HPAI) に対する防疫対策の徹底について

今シーズンのHPAIの発生は、令和8年1月8日時点で14例となっていています。関東では、茨城県と埼玉県で発生が確認されており、群馬県内でも発生リスクが高まっています。1月が鳥インフルエンザ発生のトップシーズンとされていますが、例年2月以降も発生が確認されているため、引き続き警戒を続けてください。

野鳥等からのHPAIウイルスの検出は、令和7年12月31日時点で64例となっています。11月には、高崎市で発見されたオオタカからHPAIウイルスが検出されました。農場周辺には常にウイルスが存在していると考え、手指消毒や長靴交換等の基本的な衛生対策に加え、野生動物の誘因・侵入防止対策も行ってください。

令和7年シーズンの発生状況



●異常鶏の早期通報について



今シーズンのHPAI発生農場においても、通報遅れが指摘されています。これまでには、大腸菌症や誘導換羽による影響と誤認して通報が遅れた事例があります。

HPAIウイルスが農場に侵入すると、農場内で急速にウイルスが増殖します。ウイルス量の増加や、地域内での続発を防ぐためにも、早期通報が重要です。

死亡羽数が増加している場合や、鶏に異常を発見した際には、速やかに家畜保健衛生所に連絡してください。



死亡羽数増加時の通報のイメージ

人や物によるウイルス持込み防止対策



- 農場に出入りする全ての人の手指消毒・長靴交換の徹底
- 定期的な石灰散布による農場周囲の消毒
(風で舞いあがらないよう、水や逆性石鹼を撒きながら散布しましょう)
- 踏み込み消毒槽の消毒薬は毎日交換
(鶏糞等の有機物の汚れがあると、消毒効果が低下します)



鶏舎毎の消毒



衛生的な専用衣服・長靴の使用



野生動物対策

- 卵の殻、死鶏の適切な処理
- 鶏舎周囲の除草や剪定により、野生動物の隠れ場所をなくす
- 粘着シート等を利用したねずみ及び害虫の駆除
(感染野鳥の排せつ物等を体に付着させ、ウイルスを持ち込む可能性があります)



鶏舎周囲の樹木の剪定



金網等の破損は見つけ次第修繕

●家きんの「大臣指定地域」について



高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延のリスクが高いと考えられる地域について、農林水産大臣により「大臣指定地域」として指定されました（令和8年1月1日施行）。

指定された農場においては、飼養衛生管理基準により以下の追加措置が必要となりました。

- ★地域内の発生時に備えた消毒薬の備蓄、入気口へフィルターを設置するなど塵埃対策の準備
- ★農場周辺の野鳥等の生息状況の把握と、それに基づく地域一体となったウイルス濃度低減対策

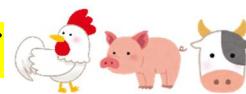
《大臣指定地域の考え方》

- 過去5年間における発生農場において、当該農場から概ね半径10km以内に別の発生農場がある場合、それぞれの発生農場から概ね半径10km以内の地域
- 半径3km以内に10戸以上の家きん飼養農場があり、かつ当該農場における飼養羽数の合計が100万羽以上の地域
- ①又は②に近接する農場が所在する地域又は地域内の戸数若しくは飼養羽数が②に該当しない地域において都道府県が必要と認める地域

群馬県において大臣指定地域に含まれた地域は、以下のとおりです。

前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、渋川市、藤岡市、みどり市、玉村町

●手当金減額に関する考え方の見直しについて



口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜又は疑似患畜については、家畜伝染病予防法第58条に基づき、家畜の所有者に対して手当金等が交付されます。一方で、発生又はまん延を防止するために必要な措置を行わなかった家畜の所有者に対しては、手当金等が減額されます。

昨今の鳥インフルエンザや豚熱の再発事例を踏まえ、農林水産省は、令和7年10月以降の発生事例について手当金減額率の見直し、**飼養衛生管理基準の不遵守**や**早期通報違反**についてはより厳しく評価されることとなりました。**手当金の減額率に上限はありません**。疾病発生を防止するためにも、飼養衛生管理基準遵守に努めてください。

特に重要となる減額事由

- ・**早期通報の実施状況**
- ・**飼養衛生管理基準の連続不遵守項目**

詳細については農林水産省
ホームページをご確認ください



●10月に県内養豚場で発生した豚熱について



令和7年10月2日に桐生市の養豚場で、県内14例目の豚熱発生がありました。発生農場は、バイオセキュリティレベルの高い農場でした。（防護壁、車両消毒ゲートの設置、シャワーワン・アウト、豚舎ごとの衣服・長靴の交換及び手指消毒の実施等）

このような農場でも発生したことから、周辺で豚熱陽性イノシシが確認されていて、環境中のウイルス濃度が高くなっている現状においては、考えられるウイルスの侵入経路はなくしていくことが重要です。実際に農場周囲には多くの又夕場が確認されたため、イノシシを農場周囲に寄せ付けないように緩衝帯を維持、整備し、豚舎周りには頻繁に石灰の散布を行ってください。

豚熱発生防止のため、以下の対策の徹底をお願いします。

- ・**早期通報**【数日の遅れがウイルスの爆発的増加を招く】
- ・**豚舎ごとの更衣、長靴交換の徹底**【豚舎外から、豚舎間でのウイルス伝播防止】
- ・**分割管理の実施（検討）**【近接した豚舎も、別農場にできれば殺処分を回避できる可能性あり】
- ・**適時適切なワクチン接種**【免疫の空白期間を可能な限り短縮】

●野生いのししの豚熱検査状況と対策の徹底



令和7年度4月1日から12月25日までの野生いのししの豚熱検査頭数と陽性頭数は下表のとおりです。利根沼田管内における陽性率は**10.2%**と、他の地域と比較して高い状況が続いています。野生いのししにおける豚熱感染は、依然として県内各地で確認されており、検査が行われていない地域においても豚熱感染いのししが生息していると考えられますので、対策をお願いします。

捕獲地域	検査頭数（頭）	陽性頭数	陽性率（%）
利根沼田	59 (沼田市13、片品村46)	6 (沼田市0、片品村6)	10.2
中部	166	21	12.7
西部	256	2	0.8
吾妻	373	36	9.7
東部	185	5	2.7
合計	1039	70	6.7

●アフリカ豚熱について（台湾、韓国）



10月に台湾で、はじめてアフリカ豚熱の発生が確認されました。徹底した初動対応により、他農場や野生イノシシでの続発事例は確認されていません。原因としては食品残渣給与が考えられていますが、1例の発生のみで台湾全土で豚の移動、食肉処理が一定期間停止されるなど養豚産業に極めて大きい影響がありました。

また、隣国の韓国でも飼養豚と野生イノシシでアフリカ豚熱は続発しており、国内への侵入リスクは高い状況です。有効なワクチンもないため、侵入防止対策を徹底してください。

● 伝染病発生に備えた農場の分割管理について



高病原性鳥インフルエンザや豚熱が発生した際、発生農場の飼養家畜は全て殺処分の対象になります。しかし、あらかじめ衛生管理区域を複数に分割し、分割した区域をそれぞれ別の独立した農場として人・車両・物等による動線を完全に分けることで、殺処分の範囲を限定できる場合があります。令和7年9月29日より施行された新飼養衛生管理基準では、20万羽以上の鶏の大規模飼養者について毎年の分割管理の検討が義務付けられました。今後より少ない飼養羽数の農場や他畜種についても検討の対象となる可能性がありますので、是非、前向きにご検討ください。農場分割を検討される場合は、家畜保健衛生所にご相談ください。飼養衛生管理基準を遵守し、伝染病による被害を最小限にとどめましょう。

●県央CSでの牛ウイルス性下痢（BVD）検査の実施予定について



BVD対策として、県央クーラーステーションで集乳車による検査を定期的に実施しています。今年度7月の検査では利根沼田管内からBVDウイルスは検出されず、継続的にウイルスを排出する持続感染(PI)牛は摘発されませんでした。次回は1月下旬に実施予定です。今後も本症のまん延防止のため半年に1回の間隔での検査を継続予定です。



●導入牛のヨーネ病着地検査について



群馬県では、年間数頭がヨーネ病で摘発されていますが、その多くは県外から移動してきた牛です。県外導入牛や県外預託先からの退牧牛は隔離・速やかな検査の実施により、農場内への侵入を防ぐことができると考えられます。定期検査等で農場内でヨーネ病の発生が確認されると、「全頭検査」や「出荷制限」の必要があり、農場へかかる負担も非常に大きくなります。農場へのヨーネ病の侵入、まん延防止のため着地検査へのご協力をお願いいたします。

●浅間牧場冬季入退牧について



昨年度から周年入退牧を行っていますが、冬季は浅間牧場周辺道路が凍結していることが多いため原則12~3月の入退牧の際は渋川家畜市場を経由しての牛輸送を実施しています。牛の受け渡しは牧場職員が立ち会い、渋川家畜市場で行います。詳細はリーフレットを御覧ください。

●令和8年度浅間牧場観光用展示牛（県有牛）の募集について



浅間牧場では観光開放エリアに県内酪農家から購入した牛を県有牛として放牧し、観光客がいつでも放牧風景を見られる取組みを実施しています。来年度も同様の取組みを計画しておりますので、ご協力をお願いします。詳細は別添リーフレットを参照ください。

●第29回群馬県畜産共進会の成績について

令和7年11月に、第29回群馬県畜産共進会が開催されました。出品者の皆様、ご協力いただいた関係者の皆様、ありがとうございました。

《繁殖和牛の部》

令和7年11月10日に群馬県畜産試験場で開催されました。利根沼田地域から7戸9頭の出品があり、主な成績については以下のとおりです。



部別	入賞	名 号	出 品 者
1	優等賞	たけい6の55	(株)武井牧場(沼田市)
1	優等賞	あさり4	(株)しらさわ牧場(沼田市)
2	優等賞	ばんだい622	(株)原澤牧場(みなかみ町)
3	1等賞	かすてら1	(株)しらさわ牧場(沼田市)
3	1等賞	みなかみ3858	(株)原澤牧場(みなかみ町)
4	1等賞	ひろい549	平井 満則(みなかみ町)

※敬称略。1等賞以上を掲載。

《乳牛の部》

令和7年11月17日に群馬県畜産試験場で開催されました。

利根沼田地域から1戸3頭の出品があり、主な成績については以下のとおりです。

部別	入賞	名 号	出 品 者
5	優等賞	ブルーエンゼル HIO アイヤン	(農)山崎農場(昭和村)
4	1等賞	ヤマザ キアーム ラムダ LH ピア ET	(農)山崎農場(昭和村)

※敬称略。1等賞以上を掲載。

●冬季の消毒について

低温下では逆性石鹼の消毒効果が著しく低下します。常温と同等の効果を得るために、どの程度の濃度が必要か製品により異なるので、有効濃度を確認しましょう。

また、逆性石鹼に高純度水酸化カルシウム(FNPパウダー、スーパーEコシェル等)を混合すると、強アルカリの相乗効果で消毒効果が高まります。食品添加物規格品の高純度水酸化カルシウムなら超微粉末なので、噴霧器でも使用可能です。

消毒液が凍結してしまう場合は、ヒータによる加温のほか、不凍液の利用をおすすめします。消毒液への混合を目的とした畜産用不凍液も市販されていますが、ウインドウォッシャー液やアルコール系不凍液、酢酸系凍結防止剤なども使用できます。

冬期は暖かい時期よりも
濃い濃度で使用してください

(例: 逆性石鹼 夏期500倍 → 冬期200倍など)

●令和7年度農作業安全対策の推進に係る安全対策再点検について

令和5～7年度農作業事故件数の推移、原因について以下の表に示したとおり、農業機械作業中の事故がほとんどとなっています。さらに冬季は凍結のため、より事故が発生しやすい環境となっています。また、令和7年度は畜産関係施設での死亡事故が2件確認されました。ご家族、従業員の方々の事故防止のため、改めて作業環境の安全点検実施をお願いいたします。

	R5	R6	R7
死亡	6	5	10
重症	6	1	—
原因	・乗用トラクターの転倒・転落 ・クローラ運搬機による挟まれ	・乗用トラクターの転倒・転落 ・換気不良による一酸化炭素中毒	・乗用トラクターの転倒・転落 ・乗用トラクター、ホイールローダによる衝突事故 ・家畜（雄牛）による事故

●農業用免税軽油申請手続の集中受付期間が始まります

農業用機械の動力源として使用される軽油は、あらかじめ窓口で一定の申請手続きを行うことで、軽油引取税（32.1円/L）が免除されます。

○集中受付期間：令和8年2月2日(月)～2月20日(金) ※期間外でも、申請は可能です。

○申請場所：利根沼田行政県税事務所 沼田市薄根町4412 利根沼田振興局1階

※臨時窓口を開設します。臨時窓口を利用される方は、事前に問い合わせ先までご連絡ください。

・JA利根沼田営農経済総合センター（利根郡昭和村森下2809-1）2月19日(木) 10時～13時

○問い合わせ先

利根沼田行政県税事務所（Tel:0278-22-4336）・利根沼田農業事務所（Tel:0278-23-0188）

●検査手数料等の支払方法が変わります

令和9年9月末で群馬県証紙の販売が終了し、令和10年3月末で使用ができなくなります。県証紙の販売・利用が順次終了することに伴い、検査料等の支払方法が変わりますが、家畜保健衛生所の検査料等については、現在検討中です。支払方法が決定いたしましたらお知らせします。



●別添文書をご確認ください

- ・衛生物資購入支援事業費補助金のご案内（豚飼養者、関係者のみ）
- ・浅間牧場 冬季入退牧牛の輸送について（牛飼養者、関係者のみ）
- ・浅間牧場観光用展示牛（県有牛）の導入について（牛飼養者、関係者のみ）
- ・電子指示書システム運用開始のお知らせ

利根沼田家畜保健衛生所

〒378-0031 沼田市薄根町4412

TEL 0278-24-3888 FAX 0278-24-3889

（夜間・休日の電話は転送されます。）

◆既に廃業された方に本たよりが届きましたら、お手数ですが当所までご一報下さい◆